珠洲市地域福祉計画



「お互いさまの心」で 支えあうまち 珠洲市



令和4年3月石川県珠洲市

地域福祉とは

自助(住民一人ひとり)、互助(家族や近隣住民)、共助(地域で活動している団体や互いに費用負担をしている制度)、公助(行政)などが連携しさまざまな生活課題の解決に向けて取り組むことにより、誰もが安心して自分らしい生活を送ることが出来る地域をつくりあげていくという考え方や取り組みのことです。

計画策定の目的と意義

次世代に向けて住民が互いに支えあい、安心して暮らすことができる地域社会を作り上げていくための理 念や方向性を示すことを目的に策定しました。

本市の地域福祉をより充実させていくためには、行政だけでなく、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担・認識し、適切に協働することが必要です。

計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年としています。

計画の基本理念と基本方針

基本理念

「お互いさまの心」で支えあうまち珠洲市

基本目標

支えあいの人づくり

人権を尊重する中で 人との出会いを大切 にするまちづくりを 推進します

安全・安心な 仕組みづくり

相談窓口の一本化や人材 確保の推進、権利擁護の ための支援や成年後見制 度の普及啓発に努めます

ふれあいの 場所づくり

地域の住民同士が、 集い、憩い、学べる 地域の拠点づくりの 推進に努めます

自立を支える 環境づくり

ノーマライゼーション※ の考えが浸透した社会環境 づくりを図ります

就労

雇用の促進

地域福祉の学習と担い手の高齢者等の社会参加

地域福祉に携わる団体との協働

支援

地域共生社会の実現に向けた包括的な体制の整備

福祉サービスの適切な利用の支援で通安全・防犯・防災の取り組み変通安全・防犯・防災の取り組み要援護者への見守り活動等の充実

権利擁護に関する啓発

福祉ふれあいの場づくり

身近な公民館や集会所などの

利用

地域における交流の場づくり

地域における活動拠点づくり

大切な健康と生きがいづくり

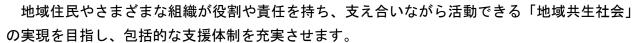
移動手段、交通手段の確保社会参加を目指すノーマライゼーションなどの推進

思いやる心を育む環境づくり

目標達成のための取り組み(新規事業)

目標達成に向け、各取り組みの方向性や具体的な内容を明確にしています。





福祉のほか、医療、教育、産業、雇用、就労などの多様な分野の関係機関との連携体制を構築 し、複雑的・複合的な課題や制度の狭間の問題など、どんな相談も受け止め、支援を必要として いるすべての人を包括的・継続的に支援できる体制の充実を図ります。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が 『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとり** の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

- 届場所づくり
- + 社会とのつながり
- ・多様性を尊重し包摂する 地域文化
- 社会経済の担い手輩出
- 地域資源の有効活用、 雇用創出等による経済 価値の創出

支え・支えられる関係の循環 ~誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成~

すべての人の生活の基盤としての地域

- 生きがいづくり
- ・安心感ある暮らし
- ・健康づくり、介護予防 ・ワークライフバランス
- - 地域における人と資源の循環 ~地域社会の持続的発展の実現~
- 就労や社会参加の場や 機会の提供
- 多様な主体による
- 暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域

農林

環境

産業

交通

など

参考:厚生労働省資料



新規 ② 成年後見制度利用促進基本計画

判断機能が十分でない高齢者や障がい者の権利擁護支援を図るため、権利擁護関係機関(行政、 家庭裁判所、地域包括支援センター、社会福祉協議会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等) の協働による地域連携ネットワークを構築します。また、中核機関を設置し、相談機能、広報機能 等の整備を図ります。

成年後見制度とは(参考)

認知症、知的障害、精神障害などの理由でひとりで決めることが心配な方々は、財産管理(不動産 や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など)や身上保護(介護・福祉サービスの利用契 約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など)などの法律行為をひとりで行うのがむずかし い場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしま い、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このようなひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。 成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度があります。

任意後見制度	ひとりで決められるうちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが 選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で 決めておく制度
法定後見制度	家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる(選任される)制度

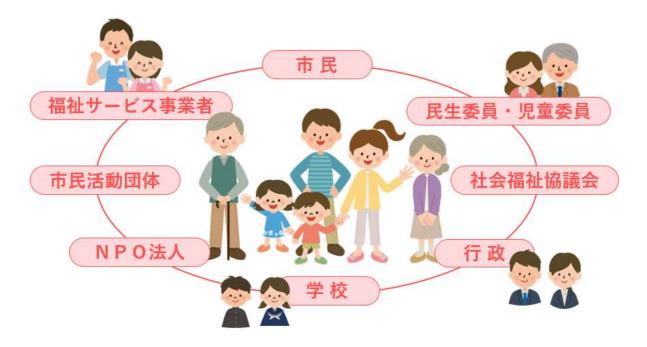


計画の推進に向けて

● 地域住民、事業者、行政の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域の住民や団体、事業者やNPO法人、行政、社会福祉協議会や学校など、 そして、児童から高齢者に至るまでの幅広い人や団体の協働によって実現します。中でも、地域住 民は、計画づくりから実践に至るまで、地域福祉の担い手として中心的な役割を果たしています。

本計画を推進し、支援の必要な人のニーズにあった施策を展開するためには、市民をはじめ、事業者、各種関係団体、NPO法人、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会など多くの地域関係団体とのさらなる協働が不可欠です。これら地域関係団体と相互に連携を図り、地域福祉のネットワークを強化するなど、計画の着実な推進に向けた取り組みを展開します。



② 社会福祉協議会との協働

社会福祉協議会は、社会福祉法の中で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられ、地域福祉の推進に必要な人づくりでは、中心的な役割を担う存在となっています。

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、具体的な課題の検討や取り組みの推進を図るとともに、あらゆる課題に対してお互いに協働して、本計画の推進を図ります。

珠洲市福祉課

〒927-1295 石川県珠洲市上戸町北方1字6番地の2

TEL: 0768-82-7749 FAX: 0768-82-8138